## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書

/ 収受印 /																				[1.	/2
令和 年 月 日		,		, ナ)	- 1	(〒			,												
	申	住 所 ( 法 / 本 ) 主 た	、 店 る 事	物 口	所 ) は	( ]  ② (法人の	場合のみ	み公表	されま	す)		(雪:	話番	무							
		( 7	IJ Ħ	・ナ)		(₹	_		)			(电)	H H	7							
	請	納	税		地							(雷	話番	문		_	_		_		
	一百月	( フ	リガ	ナ)	- H	<b>≫</b>						(FE)	uh. BB	7,5							
		氏 名	又信	は名	称																
	者			「ナ) 48. ヘ	f																
税務署長殿		(法) 代表																			
		法	人	番	号																
この申請書に記載した 公表されます。 1 申請者の氏名又は名 2 法人(人格のない社 なお、上記1及び2の また、常用漢字等を使	称 団等を ほか、	を除く。 登録番	) にあ 号及び	っって!i i登録 <sup>生</sup>	は、	本店又( 日が公	は主た 表され	る事	¥務所	· の所	在地										ージ
下記のとおり、適 (平成28年法律第15 ※ 当該申請書は より令和5年9	号) 、所 <sup>;</sup>	第 5 条 得税法	の規定	定によ 一部を	る引改』	改正後( Eする)	の消費	責税	法第	57条	O 2	第	2 項	[o]	規定	に	より	申	請し	」ま つ	す。
令和5年3月31日( した場合は、原則とし								る場	景合に	は令利	日 5 年	F 6	月 3	0 目	) ま	で	にこ	_ の	申請	書き	を提
		この目	申請書る	を提出す	する「	時点にま			当する	事業	者の国	区分り	こ応	じ、	ロに	レド	りを付	けし、	てく	ださ	V ν <sub>°</sub>
事 業 者 区	分		e Fav A	I == /4. o			記事業		-2° .5- 1			7 14			事			A 1-	). I.	VL #5	
						忍」欄を 載してく													は、	次某	: 「免
令和5年3月31日 (特定す 判定により課税事業者とす 合は令和5年6月30日) この申請書を提出すること なかったことにつき困難; がある場合は、その困難;	なる場 までで す 事情																				
税 理 士 署	名											(電	話番	号		-			_		
<ul><li>※ 整理</li><li>税 番号</li><li>務</li></ul>		部門 番号		申請	青 年	月日			年	月	F			信	年		付 月		日認	2	
署 入 力 処 理	年	月	日	番号確認			身確		□ 済 □ 未		確認書類		人番号の他		ド/i	<b>重知</b> 力	カード	・運転	云免許	証 )	
理					1																

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
  - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
  - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称								
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。								
免	□ 令和 5 年10月 1 日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 附則第44条第 4 項の規定の適用を受けようとする事業者								
税	※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。								
事	個人番号								
業	事 生年月日(個 1 <sub>明治・2大正・3昭和・4平成・5令和</sub> 法人 事 業 年 度 自 月 日 業 年 度 第 第 第 年 度 1								
者	大								
の	等事業内容								
確									
認	規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け ようとする事業者 令和 年 月 日								
登	3.3.3.4.2.4.2.4.2.4.2.4.2.4.2.4.2.4.2.4.								
<b>麥</b>	禄 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 □ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ 要 い。								
件	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。								
の	(「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)								
確	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して								
認	います。								
参									
考									
事									
項									